



平成27年5月14日

各 位

会社名 日進工具株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 後藤 弘治  
 (JASDAQ・コード 6157)  
 問合せ先 執行役員管理部長 田島 寛  
 (TEL. 03-3763-5672)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第54回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

当社は、平成27年4月9日に公表いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」に記載のとおり、平成27年6月26日開催予定の第54回定時株主総会において承認されることを条件に、本年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法が施行されたことにより新たに導入される「監査等委員会設置会社」に移行する方針であります。

議決権を有する監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)を置くことにより、取締役会の管理・監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、これに伴うもののほか、文言の統一等所要の調整を行うため、定款の一部を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,800,000</u> 株とする。 第6条～第11条 (条文省略)	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,600,000</u> 株とする。 第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株 主 総 会 第12条～第13条 (条文省略)	第3章 株 主 総 会 第12条～第13条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上をもってこれを行う。</p> <p>第17条 (条文省略)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数及び選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>13名以内とし、株主総会で選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. <u>取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数及び選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は<u>10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>2. <u>取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>4. <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>5. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠又は増員で就任した取締役の任期は、現取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会はその決議によって、取締役の中から社長1名を定め、また必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>2. 社長は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>3. 取締役会はその決議によって、社長のほかに取締役の中から当会社の代表取締役を選定する。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会を招集するときは、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他の法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(業務執行)</p> <p>第29条 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会はその決議によって、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から社長1名を定め、また必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>2. 社長は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>3. 取締役会はその決議によって、社長のほかに取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から当会社の代表取締役若干名を選定する。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他の法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>(業務執行)</p> <p>第29条 社長は、当会社の業務を統轄し、<u>副社長、</u>専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>が社長の職務を代行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第32条 当会社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数及び選任方法)</p> <p>第33条 当会社の監査役は4名以内とし株主総会で選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会を招集するときは、会日の5日前までに各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員及び監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第32条 <u>当会社は監査等委員会を置く。</u></p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会はその決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u></p> <p>2. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会規程)	(削 除)
<u>第36条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	
(監査役の報酬等)	(削 除)
<u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	
(監査役の責任免除)	(削 除)
<u>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める額を限度として免除することができる。</u>	
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>41</u>条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>38</u>条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>42</u>条～第<u>45</u>条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条（現行どおり）</p>
(新 設)	
(新 設)	
	附則
	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	<u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第54回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

以上